

地域包括支援センターだより

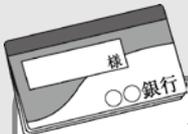


～こんな場合は「成年後見制度」の検討を～

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人に、支援する人（成年後見人など）を選ぶことで、本人の権利を守る制度です。

認知症カフェ	気軽にお茶を飲みながら、認知症について同じ悩みや経験を持つ人たちと情報を分かち合い、ゆっくり語ることができる憩いの場です。お気軽にお立ち寄りください。		
	村上 「かたるんカフェ」 6月28日(水)	朝日 「スマイルカフェ」 6月18日(日)	山北 「おしゃべりカフェ」 6月27日(火)
とき	午後1時30分～3時30分		
ところ	マナボーテ村上2階	グループホーム ふるさと	グループホーム さんぼく
参加費	100円	無料	100円
申し込み	事前申し込みは必要ありません。出入りも自由です。直接会場にお越しください。		

成年後見制度の利用が考えられる事例



預貯金などの解約・管理

父（認知症）名義の定期預金の解約手続きに金融機関へ行ったが、本人の意思確認ができないという理由で、解約ができなかった。

身上監護

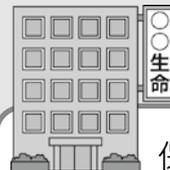


母（認知症）が、繰り返し必要のない高額な品物を購入するようになった。悪質商法などのトラブルに巻き込まれていないか心配である。



相続手続き

父（認知症）が、親族の相続の際に、相続の意味を理解できなく、手続きが滞っている。



保険などの解約

妹（知的障がい）が入院したので、生命保険の手続きに保険会社に行ったが、本人の意思確認ができないという理由で、請求ができなかった。

不動産の処分

兄（知的障がい）が施設へ入所したので、兄の不動産を売却しようと考えている。

相談窓口

福祉課福祉政策室（障がいのある人） ☎53-2111（内線245、247）
 村上市地域包括支援センター ☎53-2111（内線391、365、366）
 村上市社会福祉協議会生活支援課 ☎62-7756
 他にも、弁護士・司法書士などでも相談が可能です。

一人で悩まず、こちら
にご相談ください



●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111（内線365）
 または各支所地域振興課地域福祉室

山北支所地域振興課地域福祉室
 社会福祉士 谷井係長